

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道留萌市					
プ ラ ン の 名 称		留萌市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 1月 21日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 27年度					
病院の現状	病 院 名	留萌市立病院					
	所 在 地	留萌市東雲町2丁目16番					
	病 床 数	一般病床350床 感染症病床4床					
	診 療 科 目	内科、神経精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、病理診断科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>留萌市立病院の役割は、市民の生命と健康を守るため、公平かつ良質な医療を安定的に提供するとともに、「地域センター病院」として、地域の医療水準の向上に貢献することにある。このため、留萌市立病院に求められるのは、身近なかかりつけ医機能から高度な急性期医療までの全ての機能を担うことではなく、地域の医療機関では対応が困難又は対応していない政策医療を中心とした急性期医療を提供するとともに、地域の医療資源の有効活用を図る観点から、地域医療機関との役割・機能分担を明確化し、効率的な医療提供体制を構築することである。</p> <p>【留萌市立病院の役割】</p> <p>公立病院としての機能 地域センター病院機能の強化 救急医療体制の維持 育成(周産期)医療の強化 特色ある病院としての機能 消化器病センターの確立 人工透析治療提供体制の安定維持 診療所(在宅療養支援診療所)の機能強化 公立病院としての附帯機能 災害時における適時適切な対応 予防医療の拡大</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>当病院事業は企業会計である以上独立採算を原則としているが、一方で公立病院としての使命である救急医療、小児医療、周産期医療などのいわゆる不採算医療を担っている。このため、今後も当病院が地域センター病院としての役割を果たしていくために、病院建設時の借入金の元利償還にかかる分や不採算医療にかかる分など、総務省通知の繰出基準に基づいた繰入を一般会計より受ける。</p> <p>ただし、20年度決算において発生が見込まれる不良債務額については、改革期間内に計画的に一般会計からの特別繰入を受け、その解消を図る。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	81.1	80.7	92.4	93.0	92.7	
	職員給与費比率(医業収益比%)	51.4	53.0	44.9	44.4	44.1	
	病床利用率	66.9	62.8	88.2	88.2	88.2	
	不良債務比率(%)	62.0	39.0	31.1	25.2	20.7	
	資金不足比率(%)	62.0	84.8	68.9	56.8	45.9	
	流動比率(%)	23.7	32.8	38.0	43.4	48.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>計画期間(8年間)内における不良債務の解消に全力を注ぎ、その後早期の経常収支の黒字化を目指す。 (経常黒字化の目標年度:平成30年度)</p>					

				団体名 (病院名)	北海道 (留萌市立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		85,693	80,270	79,879	79,879	79,879	単位:人
年延外来患者数		139,919	123,309	122,825	122,825	122,825	単位:人
年間紹介患者件数		2,574	2,679	2,745	2,800	2,856	単位:件
臨床研修医の受入人数		5	3	4	4	5	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	部門別原価計算システムの構築 医療情報システムに蓄積される診療データを活用し、各診療科毎の原価計算を実施し、結果を基に診療科毎に収益性を分析、評価し、損益責任を明確にする。また、これにより職員のコスト意識の徹底を図る。				
		事業規模・形態の見直し	不良債務解消後の収支均衡経営を維持できる経営体制を検討				
		経費削減・抑制対策	業務委託の休止・見直し、発電機の効率運用・電力の契約変更による燃料費圧縮、消耗品購入の圧縮など総経費の縮減を図る。 給食業務の外部委託化(年間18百万円の費用縮減) 経費が割高となる出張医体制による診療科の休止(形成外科) 人件費の縮減 ・特殊勤務手当の一部廃止 ・職員給与の見直し 給与費の適正化を図るため、計画4年目となる平成23年度実施を目標年度として給与制度改正を検討する。(H21~H22については現行削減率の拡大(20%削減)及び現給保障の廃止で対応) ・時差出勤等による時間外手当の圧縮				
		収入増加・確保対策	21年度から脳神経外科医1名の確保が確約されており、これによる収益確保(年間1億22百万円) 消化器病センターの開設・PR効果による入院患者増(二次医療圏外町村診療所等からの救急患者の搬送) 救急来院患者の必要に応じた入院対応 診療報酬改定時における研修会の強化や医師への適切な情報提供等による請求漏れと査定防止				
		その他	クレジットカードによる医療費の支払いシステムの導入を検討 未収金(延滞債権)の回収業務の外部委託化の検討 医師、看護師の専門性や知識の向上を図るため、院内研修の充実や外部研修・学会への参加の促進				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	83.1%	18年度	72.1%	19年度	66.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	一般病床248床による運営 現状350床(一般300床、療養50床)から102床を廃止し、この102床の有効活用に向けて、療養病床へ転換した上での指定管理者による管理・運営の可能性を検討する。					

団体名 (病院名)	北海道 (留萌市立病院)
--------------	-----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	・北海道立羽幌病院 (120床) ・天塩町立病院 (48床) ・留萌市立病院 (354床) ・幌延町立病院 (36床) ・遠別町立病院 (46床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が策定した「自治体病院等広域化・連携構想」における連携区域は、留萌市、増毛町、小平町とされており、その中で、留萌市立病院は、地域センター病院であり、区域内の中核的医療機関としての役割を果たしていることから、一定の機能の維持が必要である。しかし、多額の不良債務があるため、区域全体で同病院が担うべき機能を検討する必要があるとされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年1月 平成20年5月 平成21年10月	<内容> ・北海道が「自治体病院等広域化・連携構想」を策定。 ・道、市町村、関係機関からなる「留萌地域自治体病院等広域化・連携検討会議」を設置。 上記構想を踏まえ、検討会議の中で、当院が中核的医療機関としての役割を果たすことについての合意形成がなされた。 ・また、同検討会議の中では、救急医療などの広域で支えるべき医療についての経費負担のあり方について議論がなされているところであり、本年10月までにこの結論を得るなどにより、広域的な連携をさらに深めていく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年4月 平成24年度	<内容> ・公営企業法を全部適用 自治体病院の使命である「地域医療の確保」を第一に考慮し、そのうえで改革のスピードアップを図るため、公営企業の全部適用という経営形態を選択した。 経営責任の所在を明確にし、企業感覚による病院経営を進めるため現在の「地方公営企業法の全部適用」を堅持するが、平成23年度末時点において、改革プランで掲げた経営指標に係る数値目標の達成が著しく困難である場合、経営形態の更なる見直しを含む改革プラン全体を抜本的に見直す。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	病院改革プラン策定に向け、広く市民から意見・提言等を受けるため本年5月に設置した「留萌市立病院経営改革推進委員会」を引き続き維持し、業務実績評価と併せて改革プランの実施状況についての評価を行い、公表する。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	留萌市立病院経営改革推進委員会において、毎年5月を目処に業務実績評価と併せて改革プランについての点検・評価の作業を開始し、結果を集約後、直ちに公表する。	
	その他特記事項	今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金を増額等により、別紙1の「単年度資金不足額」の水準(累積ベースの資金不足解消後(H27年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例債 償還終 了年度	
区分												
	1. 医業収益 a	4,481	4,430	3,984	4,128	4,128	4,128	4,128	4,128	4,128	4,128	
収入	(1) 料金収入	4,322	4,245	3,709	3,858	3,858	3,858	3,858	3,858	3,858	3,858	
	(2) その他	159	185	275	270	270	270	270	270	270	270	
	うち他会計負担金	22	35	131	131	131	131	131	131	131	131	
	2. 医業外収益	199	323	346	393	381	370	361	349	335	323	
	(1) 他会計負担金・補助金	159	226	301	352	341	330	321	309	295	283	
	(2) 国(県)補助金	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	
	(3) その他	28	85	34	30	29	29	29	29	29	29	
	経常収益(A)	4,680	4,753	4,330	4,521	4,509	4,498	4,489	4,477	4,463	4,451	
	支出	1. 医業費用 b	5,504	5,368	4,893	4,431	4,412	4,420	4,356	4,317	4,305	4,288
		(1) 職員給与と費用 c	2,407	2,278	2,110	1,877	1,857	1,844	1,829	1,813	1,804	1,790
(2) 材料費		1,171	1,131	963	878	878	878	878	878	878	878	
(3) 経費		846	936	963	973	982	965	935	930	920	910	
(4) 減価償却費		700	624	479	413	402	445	429	412	419	427	
(5) その他		380	399	378	290	293	288	285	284	284	283	
2. 医業外費用		465	496	475	458	435	428	392	364	350	373	
(1) 支払利息		176	196	194	188	176	164	157	145	133	121	
(2) その他		289	300	281	270	259	264	235	219	217	252	
経常費用(B)		5,969	5,864	5,368	4,889	4,847	4,848	4,748	4,681	4,655	4,661	
経常損益(A)-(B)(C)	1,289	1,111	1,038	368	338	350	259	204	192	210		
特別損益	1. 特別利益(D)	24			481	481	480	480	480	481	494	
	2. 特別損失(E)	20	11	9	9	9	9	9	9	9	9	
	特別損益(D)-(E)(F)	4	11	9	472	472	471	471	471	472	485	
純損益(C)+(F)	1,285	1,122	1,047	104	134	121	212	267	280	275		
累積欠損金(G)	6,965	8,087	9,134	9,030	8,896	8,775	8,563	8,296	8,016	7,741		
不良債務	流動資産(ア)	870	852	759	791	804	795	796	801	805	811	
	流動負債(イ)	2,987	3,598	2,312	2,072	1,841	1,643	1,383	1,102	883	513	
	うち一時借入金	2,510	3,140	1,950	1,780	1,512	1,222	992	742	422	182	
	翌年度繰越財源(ウ)											
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(イ)											
不良債務差引{(イ)-(イ)}-{(ア)-(ウ)}(オ)	2,117	2,746	1,553	1,281	1,037	848	587	301	78	298		
単年度資金不足額()	771	629	631	272	244	189	261	286	223	376		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	78.4	81.1	80.7	92.5	93.0	92.8	94.5	95.6	95.9	95.5		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	47.2	62.0	39.0	31.0	25.1	20.5	14.2	7.3	1.9	7.2		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	81.4	82.5	81.4	93.2	93.6	93.4	94.8	95.6	95.9	96.3		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	53.7	51.4	53.0	45.5	45.0	44.7	44.3	43.9	43.7	43.4		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	2,117	2,746	3,377	2,844	2,339	1,890	1,369	823	339	298		
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	47.2	62.0	84.8	68.9	56.7	45.8	33.2	19.9	8.2	7.2		
病床利用率	72.1	66.9	62.8	88.2	88.2	88.2	88.2	88.2	88.2	88.2		

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。ただし、20年度については、次の算式により算出した額に公立病院特例債発行額を加算した額とすること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) 「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	留萌市立病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例償還終了年度	
区分												
収入	1. 企業債			1,824			350	50	50	50	50	
	2. 他会計出資金	423	287	289	292	293	294	299	320	260	275	
	3. 他会計負担金	23	13	14	14	14	14	14	13	4	5	
	4. 他会計借入金											
	5. 他会計補助金											
	6. 国(県)補助金	1										
	7. その他	33										
	収入計(a)	480	300	2,127	306	307	658	363	383	314	330	
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)											
	前年度許可債で当年度借入分(c)											
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	480	300	2,127	306	307	658	363	383	314	330		
支出	1. 建設改良費	1					350	50	50	50	50	
	2. 企業債償還金	659	436	440	703	703	704	711	753	665	694	
	3. 他会計長期借入金返還金											
	4. その他	223	210	125	31	68	161	134	104	206	77	
	支出計(B)	883	646	565	734	771	1,215	895	907	921	821	
差引不足額(B) - (A) (C)	403	346	1,562	428	464	557	532	524	607	491		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金											
	2. 利益剰余金処分額											
	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
計(D)												
補てん財源不足額(C) - (D) (E)	403	346	1,562	428	464	557	532	524	607	491		
当年度同意等債で未借入又は未発行の額(F)												
実質財源不足額(E) - (F)	403	346	1,562	428	464	557	532	524	607	491		

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。
- 公立病院特例償還終了年度分まで記入すること。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特例償還終了年度
収益的収支	(1,395)	(28,101)	(49,382)	(561,878)	(554,848)	(547,838)	(540,796)	(533,721)	(524,242)	(530,213)
	181,687	261,238	431,974	939,759	927,944	916,095	906,778	895,019	880,838	882,607
資本的収支	(23,195)	(13,358)	(13,538)	(13,720)	(13,907)	(14,095)	(14,285)	(13,218)	(4,585)	(4,665)
	446,355	300,405	302,990	305,473	306,788	308,325	313,222	333,009	264,832	279,924
合計	(24,590)	(41,459)	(62,920)	(575,598)	(568,755)	(561,933)	(555,081)	(546,939)	(528,827)	(534,878)
	628,042	561,643	734,964	1,245,232	1,234,732	1,224,420	1,220,000	1,228,028	1,145,670	1,162,531

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。